

危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会等実施要項

平成27年5月15日
文化庁次長決定
平成30年10月1日一部改正

(趣旨)

- 1 我が国における言語・方言のうち、消滅の危機にあるものについて、ユネスコが平成21年に発行した“Atlas of the World's Languages in Danger”の内容を踏まえて文化庁の委託した調査研究の成果、東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する文化庁の委託した調査研究の成果、消滅の危機にある言語・方言に関する最新の調査研究成果及び、消滅の危機にある言語・方言を抱える各地域の取組状況等について、国民に周知し、共に考える「危機的な状況にある言語・方言サミット」(以下、「サミット」という。)を開催するとともに、関係者間で情報交換及び研究協議する「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」(以下、「研究協議会」という。)を開催することを通して、各地域における消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。

(主催者)

- 2 主催者は、文化庁とする。
なお、文化庁が委託調査を行った消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において開催する場合には、開催地の地方公共団体(特別地方公共団体を含む)、地方公共団体教育委員会、文化施設、文化団体、教育・研究機関等も加えることができるものとする。

(後援者)

- 3 後援者は、消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に関心を持ち、保存・継承に資する取組に関わっている団体、企業等で、事業趣旨に賛同したところを主催者で協議の上、認定する。

(開催回数及び開催地)

- 4 本事業は、必要とする回数、文化庁又は文化庁が委託調査を行った消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において開催する。

(内容)

- 5 本事業において取り上げる内容は、次のとおりとする。
 - ① 文化庁が委託した「危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究」、「危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究」及び「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究」(予備調査を含む)の調査研究結果
 - ② 消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に資する、研究者等による最新の調査研究成果
 - ③ 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域における、保存・継承に係る取組状況
 - ④ その他、消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に資すること

(参加者及び構成員)

- 6 サミットの参加者は、広く消滅の危機にある言語・方言に関心のある者とする。
なお、研究協議会の構成員については、次の①～④に該当する者のうち、文化庁が指名する者とする。
 - ① 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において、保存・継承に携わっている行政担当者
 - ② 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において、継続的に保存・継承に携わっている団体関係者
 - ③ 消滅の危機にある言語・方言に関する研究者
 - ④ その他、文化庁が必要と判断した者

(経費)

- 7 文化庁は、本事業の開催に要する講演者、報告者及び研究協議会構成員の旅費・謝金、会場費等の必要な経費を予算の範囲内で負担する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化庁審議官が別に定める。